

食中毒を予防しましょう。

家庭でできる食中毒予防の6つのポイント

例年、6月から9月にかけて、食中毒菌を原因とする食中毒が多発しています。家庭での食中毒も発生していますので、「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」を守り、食中毒を予防しましょう。

1 食品の購入

- 肉、魚、野菜などの生鮮食品は新鮮なものを購入しましょう。
- 表示のある食品は、消費期限などを確認し、購入しましょう。



2 家庭での保存

- 冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下になるようにしましょう。
- 冷蔵庫や冷凍庫の詰め過ぎに注意しましょう。めやすは7割程度です。



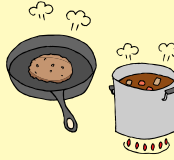
3 下準備

- 手をしっかり洗いましょう。
- 包丁やまな板は、肉用、魚用、野菜用と別々にそろえて使い分けるとさらに安全です。



4 調理

- 加熱して調理する食品は十分に加熱しましょう。めやすは中心部の温度が75℃で1分間以上加熱することです。



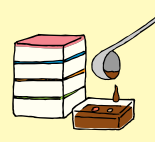
5 食事

- 温かくして食べる料理は常に温かく、冷やして食べる料理は常に冷たくしておきましょう。めやすは温かい料理は65℃以上、冷やして食べる料理は10℃以下です。



6 残った食品

- 残った食品は、早く冷えるように浅い容器に小分けして保存しましょう。
- ちょっとでも怪しいと思ったら食べずに捨てましょう。



「食中毒予防の3原則」



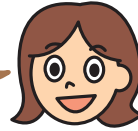
これらのポイントをきちんと守り、家庭から食中毒をなくしましょう。それでも、もしお腹が痛くなったり、下痢をしたり、気持ちが悪くなったりしたら、かかりつけのお医者さんに相談しましょう。

〈問い合わせ先〉
最寄りの保健所または県庁生活衛生課
1 099 (286) 2786

あなたの住民税(市町村民税・県民税)が変わります。



6月から住民税が変わります。
なぜ変わるのか、見ていきましょう。



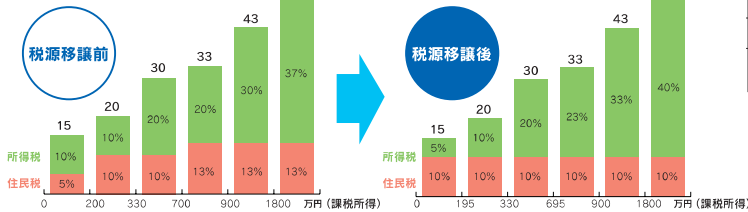
平成19年から税源移譲により、住民税の税率が10%になりました。

何がかわるの？

「地方のことは地方で」という方針のもと地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲(せいげんいじょう)」です。税源移譲では、所得税(国税)と住民税(地方税)の税率を変えることで、国の税収が減り、その分地方の税収が増えることになります。およそ3兆円の税源が国から地方へ移譲されます。

どう変わるの？

住民税 / 3段階の税率から、一律10%に
(県民税4%、市町村民税6%)
所得税 / 4段階の税率を、6段階に細分化



※課税所得とは、給与収入等の収入金額から各種控除を差し引いた金額のことです。

税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担額は基本的に変わりません。

いつ変わるの？

〈負担が変わる時期〉

区分	住民税	所得税
給与所得者	平成19年6月から	平成19年1月から
年金受給者		平成19年2月から
事業所得者		平成20年2~3月確定申告時から ※予定納税の場合は平成19年7月

お気づきですか？

すでに1月から所得税が減っていたんです！
その減った分だけ6月から住民税が増えるんです。税源移譲では「所得税+住民税」の負担額は変わらないんです。



定率減税が廃止されることに伴い、税負担が増えます。

景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として平成11年度から導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されました。

区分	平成18年(度)	平成19年(度)
住民税	税額の7.5%相当額を控除 (2万円を限度)	廃止
所得税	税額の10%相当額を控除 (12.5万円を限度)	

●例えば、夫婦と子ども2人の4人家族・給与収入500万円(年額)の場合



	平成18年度	平成19年度
住民税	76,000円	135,500円
定率減税	△5,700円	廃止
所得税	119,000円	59,500円
定率減税	△11,900円	廃止
合計	177,400円	195,000円
(税額)	177,400円	(税額) 195,000円

税源移譲により、住民税の負担は増え、所得税の負担は減っていますが、これは、税源の移し替えによるもので、実際の「所得税+住民税」の負担額は変わりません。ただし、定率減税の廃止や収入の増減などの別の要因により、実際の負担額は変わります。

※子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

17,600円(5,700円+11,900円)増えているのは、定率減税の廃止による影響です。

高齢者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度~
合計所得金額 125万円以下 の方	非課税	税額の2/3を減額	税額の1/3を減額	全額負担

※合計所得金額とは、年金収入等の収入金額から各種控除を差し引いた金額のことです。

※詳しくは、お住まいの市町村の税の窓口へお問い合わせください。 県ホームページでも情報をご覧いただけます。

●例えば、70歳独身・年金収入200万円(年額)の場合



	平成17年度	平成18年度	平成19年度
住民税	非課税	住民税 19,900円 定率減税 △1,500円 (住民税-定率減税) × 2/3 △12,267円	住民税 37,300円 住民税 × 1/3 △12,434円
所得税	34,800円	所得税 34,800円	所得税 17,400円
定率減税	△6,960円	定率減税 △3,480円	
合計	27,840円	合計 37,453円	合計 42,266円
(税額)	27,800円	(税額) 37,400円	(税額) 42,200円

〈問い合わせ先〉 県庁市町村課 1 099 (286) 2234
県庁税務課 1 099 (286) 2199



県政から版は、県内全世帯配布の県政広報紙です。



情報ボックス



県の人口 1,733,163人 (前月比-7,820人)
世帯数 725,535世帯 (前月比-3,774世帯)
(平成19年4月1日現在推計)

- ◎このページに掲載している情報や、さらに詳しい関連情報については、**県ホームページ**(<http://www.pref.kagoshima.jp/>)からご覧いただけます。
※紙面の都合上、紹介できなかったその他の情報についても掲載しています。
- ◎携帯サイト「**かごしまモバイル県庁**」(<http://mobile.pref.kagoshima.jp/>)もご利用ください。
※「かごしまモバイル県庁」へは、上記アドレスを直接入力するか、右のQRコードを読み取る(バーコードリーダー機能のある機種のみ)ことによりアクセスすることができます。



自然災害による県税の減免があります

風水害などの災害によって住宅などの財産に損害を受けた場合には、損害の程度に応じて県税の減免を受けることができます。



【減免の対象となる税】

個人事業税、自動車税、不動産取得税、産業廃棄物税、個人県民税
※これらの減免を受けるには、一定の要件にあてはまることと、申請書の提出が必要となります。
詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先	鹿児島地域振興局課税課	1 099(223)0161	
	〃 自動車税課	1 099(261)5611	
	南薩地域振興局課税課	1 0993(53)3111	
	北薩地域振興局課税課	1 0996(23)5151	
	始良・伊佐地域振興局課税課	1 0995(63)3111	
	大隅地域振興局課税課	1 0994(43)3121	
	熊毛支庁課税課	1 0997(22)1131	
	大島支庁課税課	1 0997(53)1111	
	※個人県民税については、市町村へお問い合わせください。		

関西方面へは「さんふらわあ」をご利用ください!

夕方出港する「さんふらわあ」に乗船すれば、翌朝には関西の中心都市・大阪に到着します。
はるかに広がる水平線や、そこから昇る朝日などの風景を満喫できる優雅な船旅を楽しんでみませんか。



【船名】さんふらわあ さつま・きりしま
【出港時間】志布志港 午後6時発→大阪南港 午前7時40分着
大隅南港 午後6時発→志布志港 午前8時40分着
【料金】大人 10,500円～
乗用車 28,500円(5m未満)

- 鹿児島市内からお車で高速道路をご利用になると、財部末吉に經由約1時間40分で到着します。
- 出港1時間前の午後5時には、乗船手続をお済ませください。
- 志布志港には無料駐車場もあります。

問い合わせ先 県庁交通政策課 1 099(286)2457

「かごま幸せの子宝コピー大賞事業」の子宝コピー、審査委員、協賛企業を募集します

- 子宝コピー
【募集内容】子ども子育て、家族をテーマに、その喜びや楽しさ、感動などを一言で表した標語など
【応募資格】県内にお住まいの方
【応募期限】7月6日(金)
 - 審査委員
【募集内容】応募のあった子宝コピーの審査委員1人
【応募資格】徳之島にお住まいの高校生以上の女性の方
※全国でも合計特殊出生率の高い徳之島から公募を行うものです。
【応募期限】6月22日(金)
 - 協賛企業
【対象企業】県内の企業で、当事業に賛同していただける企業
【募集内容】子宝コピー応募者へ提供していただける賞品
【応募期限】6月22日(金)
- ※応募方法など詳しいことについては、県ホームページをご覧ください。詳しくは、下記までお問い合わせください。



問い合わせ先 県庁子ども課 1 099(286)2763

「犯罪のない安全で安心なまちづくり」のシンボルマークと標語を募集します



「鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」が平成19年4月1日から施行されています。

【募集内容】シンボルとしてのマーク・標語を活用することにより、県民一体となった防犯活動を展開できるもの。
【応募資格】鹿児島県内に在住されている方
【募集期間】6月11日(月)～8月10日(金)(当日消印有効)

※応募方法など詳しいことについては、県ホームページをご覧ください。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 県庁生活・文化課 1 099(286)2523

Uターンフェア&県内就職合同面接会を開催します



県内企業の人材確保を図るため、Uターン希望者と県内の求職者を対象とした就職面接会を開催します。

【日時】8月10日(金)
午後0時30分～午後4時30分
【場所】かごしま国際ジャングルパーク
ペイサイドガーデン
【その他】対象には、来春卒業予定の学生も含まれます。

問い合わせ先 県庁雇用労政課 1 099(250)6855
ふるさと人材相談室 8 0120-445106

鹿児島県職員を募集します



インターネットで受験申込ができます。

【試験の種類】中級 教育事務
初級 一般事務、警察事務
【受付期間】8月6日(月)～8月22日(水)
※インターネットによる受験申込は、8月6日(月)～8月20日(月)

【試験日】9月23日(日)
【試験地】鹿児島市
【その他】受験資格、申込書の配付場所など詳しいことについては、県ホームページをご覧ください。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 県人事委員会事務局総務課
1 099(286)3893, 3894

MBC ふるさとがごしま 毎週土曜日 11:15～11:30	KKB ふるさとがごしま 毎週土曜日 11:30～11:45	KTS ふるさとがごしま 毎週土曜日 17:25～17:30	KYT ふるさとがごしま 毎週日曜日 11:40～11:45	テレビ 県政広報番組表	ラジオ MBC サザンモーニング 毎週日曜日 7:40～8:00 ミュ-FM ジョイフルがごしま 月曜～金曜 9:27～9:32
---	---	---	---	----------------	--

※最新の番組内容は、一定期間、県ホームページから動画でご覧いただけます。

ご意見・ご感想をお聞かせください!

県政から版へのご意見・ご感想をハガキ・FAX・電子メールでお寄せください。
ご意見・ご感想をいただいた方の中から、抽選で特産品をプレゼントいたします。
(住所、氏名、電話番号を明記)

なお、発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。いただいた個人情報は、プレゼントの送付以外の目的には利用しません。

宛先 鹿児島県庁広報課
〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10-1
FAX 099(286)2119
電子メールアドレス h-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp
ハガキ・FAX・電子メールとも
平成19年7月31日(火)必着

特産品プレゼント 5名
KAGOSHIMA 思い出チーズ(黒糖)
(有)パン工房麦穂
出水市緑町27-5
1 0996(62)0567
まろやかにまろやかに、KAGOSHIMAの思い出を菓体に託したお菓子ができました。鹿児島島の滋味あふれた黒糖のチーズケーキ。鹿児島島の思い出が1つ増えました。(プレゼントは抽選となります)

(特産品の問い合わせ先) 鹿児島ブランドショップ
【場所】鹿児島市山名町9-1 鹿児島県産業会館1F
1 099(225)6120 FAX 099(223)0755
【営業時間】午前9時～午後6時 第1・3日曜
【定休日】なし
●山形屋 ●南日本銀行
●山形屋 ●鹿児島信用金庫
●立体駐車場 ●県産業会館

メガネのヨネザワ CSR通信

ヨネザワ「見えるしあわせプロジェクト」がスタート!

～社会と環境と福祉のために～

【CSR】Corporate Social Responsibility＝企業の社会的責任。企業が社会や環境の一員として貢献すること。

STEP:01 あなたの近隣のヨネザワにて、古メガネを3,000円にて下取りいたします

STEP:02 ヨネザワのスタッフ(技術者)が無償で修復

STEP:03 老人介護施設 社会福祉施設等に贈与

※下取りは数量・品質にかかわらず1回3,000円の商品券と交換させていただきます。
※下取りのメガネは、ヨネザワ以外でご購入の商品でもかまいません。

メガネ下取りチケット ¥3,000お買物券

担当印

※古メガネの下取り時は、必ず本券をご持参下さい。
※サービス券との併用は控えさせていただきます。
※古メガネの交換は数量・品質等にかかわらず、必ず3,000円以上のご持参が必要です。
※本券の使用はご購入時、本人確認の上、1枚限りとなります。
※有効期限は平成19年7月31日(火)までです。
※本券は現金と同等の価値となります。

メガネのヨネザワ
「もったいない」から始めます
メガネのヨネザワは、メガネやコンタクトレンズ、補聴器などの販売を通じて「見える・聞こえる」生活をみなさまにご提供しています。その中で「古いメガネ」をどうするかが長年の課題になっていました。「もったいない」「まだ使えるのに」。ヨネザワは、CSR活動

の第1弾として、古いメガネを下取りし、ヨネザワで修復した後、老人介護施設等に贈与することをはじめます。
ヨネザワの地球環境にやさしく、福祉に貢献する「見えるしあわせ」プロジェクトにぜひご参加ください。
※お問い合わせ先: 天文館鹿児島本店 ☎099-216-8735